

東京都市計画地区計画の変更（世田谷区決定）

都市計画世田谷西部地域大蔵・喜多見地区地区計画を次のように変更する。

（理由）

本地区は、土地区画整理事業等の面整備事業の導入を推進するとともに、地区全体の都市機能の向上を図ることを目標とした地区計画である。平成26年に事業化された東京都市計画都市高速道路外郭環状線の事業に伴い、道路ネットワークの形成や合理的な土地利用などの街づくりを進めるため、外環道東名ジャンクション周辺地区地区計画を策定することから、当該地区計画の区域に含まれる世田谷西部地域大蔵・喜多見地区地区計画の廃止の変更をするものである。

参考 旧計画書

名 称	世田谷西部地域大蔵・喜多見地区地区計画
位 置 ※	世田谷区大蔵五丁目、喜多見五丁目及び喜多見六丁目各地内
面 積 ※	約 28.0ha
地区計画の目標	当該区域は、世田谷区西部に位置し、農地等の散在する緑豊かな郊外住宅地である。区域の状況は、道路、公園等の基盤施設が未整備なまま市街化が進行し、防災上問題のある住宅地が形成されつつある。 当地区内の都市計画道路、公園・緑地等の整備推進にあたっては、道路及び公園緑地整備方針に従い、土地区画整理事業を含めた面整備事業等に合わせて行うものとする。 本計画は、地区における土地区画整理事業等の面整備事業の導入を推進し、市街地の総合的な整備を目指す。農地等低・未利用地の市街化に際しては、積極的に面整備事業の誘導を行うことにより適切な基盤施設を整備し、良好な住宅地の形成を図る。 また、面整備事業導入までの経過的段階においては、最低限必要な区画道路の整備を、本計画における規制・誘導により推進するなどして、幹線道路から著しく離れている地区等の事業可能性の増進に寄与するとともに、事業に移行した地区についても、周辺アクセス道路の充実や土地利用制限の段階的解除などによって支援する。 以上のような段階的整備を推進することにより、地区全体における住宅市街地としての都市機能の向上を図ることを目標とする。
関する区域の整備、開発及び保全に	土地利用の方針 都心周辺の住宅地として、緑豊かな環境を生み出すとともに農地等の自然的環境を保護・育成する。農地と住宅地が共存する農園住区として宅地系土地利用と農・緑地系土地利用との調和を目指す。 面整備事業による整備が行われていない地区（以下「未整備地区」という。）においては、既存の農・緑地等を活用した緑豊かで潤いのある低層住宅地としての土地利用を誘導する。 また、面整備事業による整備済地区（以下「整備済地区」という。）においては、公園・緑地を中心とした緑の拠点を確保し、事業効果に応じた良好な中層又は中高層住宅地として、新たな土地利用を誘導する。
	地区施設の整備の方針 地区の防災性、利便性及び快適性を確保し、良好な住宅市街地の形成を図るため基盤整備の目標は、区域面積に対して道路率を18%以上、公園率を3%以上とする。 未整備地区においては、事業導入のための道路の確保及び当面の期間における安全性の向上を図るため、区画道路を適切に配置する。なお、区画道路の指定にあたっては、既存道路を尊重するとともに、新設道路についてもネットワーク形成等を考慮の上定めるものとする。

	建築物等の整備の方針		良好な居住環境の形成を図るため、未整備地区においては、地区施設整備の進捗に応じて、建蔽率の最高限度、容積率の最高限度及び敷地面積の最低限度を定める。 整備済地区においては、その整備水準及び地区の特性に見合う土地利用を誘導するため、必要に応じて新たな制限を定めるものとする。 景観を考慮した緑豊かで潤いのある街並み空間の形成のため、垣又はさくの構造の制限を定める。
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路	建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「法」という。）第 4 2 条第 1 項第 1 号に該当する道路及びこの地区計画の告示以降に同号に該当することとなる道路を区画道路とする。なお、当該道路の現況幅員が 6 m 未満の場合については、その計画幅員を 6 m とする。 ただし、次の各号のいずれかに該当する区域には、区画道路を配置しない。 1 次の公告（以下「土地区画整理事業の認可等の公告」という。）のあった区域 （1）土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 9 条第 3 項の規定による土地区画整理事業の施行についての認可の公告及び同法第 1 0 条第 3 項の規定による事業計画の変更についての認可の公告 （2）土地区画整理法第 2 1 条第 3 項の規定による土地区画整理組合の設立についての認可の公告及び同法第 3 9 条第 4 項の規定による事業計画の変更についての認可の公告 （3）土地区画整理法第 5 1 条の 9 第 3 項の規定による土地区画整理事業の施行についての認可の公告及び同法第 5 1 条の 1 0 第 2 項の規定による事業計画の変更についての認可の公告 （4）土地区画整理法第 5 5 条第 9 項及び第 6 9 条第 7 項の規定による事業計画の決定の公告並びに同法第 5 5 条第 1 3 項及び第 6 9 条第 1 0 項の規定による事業計画の変更の公告 （5）土地区画整理法第 7 1 条の 3 第 1 1 項の規定による施行規程及び事業計画の認可の公告並びに同条第 1 5 項の規定による施行規程及び事業計画の変更の認可の公告 2 道路の築造を伴う開発行為で都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定による工事が完了した旨の公告（以下「開発許可の工事完了公告」という。）のあった区域
	建築物等に関する事項	建築物の容積率の最高限度 ※	8 / 1 0 ただし、次の各号のいずれかに該当する敷地にあつては、この限りでない。 1 建築物の敷地に接するすべての区画道路の部分及び都市計画施設として定められた道路（以下「都市計画道路」という。）の部分が、道路として整備された当該敷地の場合 2 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域の場合又は道路の築造を伴う開発行為で開発許可の工事完了公告のあった区域の場合
		建築物の建蔽率の最高限度	4 / 1 0 ただし、次の各号のいずれかに該当する敷地（風致地区にあつては、東京都風致地区条例（昭和 4 5 年東京都条例第 3 6 号。以下「風致地区条例」という。）に基づき許可（風致地区条例第 3 条第 1 項に基づく建築物の建築に係る許可（風致地区条例第 5 条第 1 項第 5 号ただし書の規定に該当するものに限る。）をいい、風致地区条例第 3 条第 3 項の規定に基づく協議を含む。）を受けた敷地）にあつては、この限りでない。 1 建築物の敷地に接するすべての区画道路の部分及び都市計画道路の部分が、道路として整備された当該敷地の場合 2 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域の場合又は道路の築造を伴う開発行為で開発許可の工事完了公告のあった区域の場合

	建築物の敷地面積 の最低限度	1 0 0 m² ただし、次の各号のいずれかに該当する敷地にあつては、この限りでない。 1 建築物の敷地に接するすべての区画道路の部分及び都市計画道路の部分が、道路として整備された当該敷地の場合 2 土地区画整理事業の認可等の公告のあった区域の場合又は道路の築造を伴う開発行為で開発許可の工事完了公告のあった区域の場合
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の形態及び意匠は、周囲と調和の取れたものとする。
	垣又はさくの構造の制限	法第 4 2 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する道路に面して垣又はさくを設ける場合は、生垣又はフェンス等に沿って緑化したものなどとする。ただし、高さが 6 0 cm 以下の部分についてはこの限りでない。

※は知事協議事項

「区域は、計画図表示のとおり」

理由：地形地物の変更による用途地域の境界変更に伴い、区域の整合を図るため、地区計画を変更する。